

平成24年11月定例会 県土整備委員会（事前）

平成24年11月20日（火）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時06分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の11月定例会提出予定議案について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②）

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第4号 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の制定について
- 議案第24号 徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について

【報告事項】

- 徳島県津波浸水想定公表及び特定活断層調査区域の策定方針について
- J A S法に基づく指示、公表等について

納田危機管理部長

危機管理部から11月定例会に提出を予定いたしております案件につきまして、お手元にお配りしております委員会説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の1ページをお開きください。危機管理部における11月補正予算（案）といたしまして、表の補正額の欄の計の欄に記載のとおり、750万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は25億5,289万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございますが、震災対策を初めとする防災・危機管理体制の強化を図るため、県の取り組みについて県民や事業者及び関係機関に対して広く周知し、啓発を推進するために要する経費として、500万円を計上いたしております。

続きまして3ページ、南海地震防災課でございますが、南海トラフ巨大地震等に備え、県による最終的な津波浸水想定に基づき、災害情報の配信機器類について地震及び浸水対策を図るため、機器類の免震化を行うとともに、県庁サーバー室に移転するために要する経費として、250万円を計上いたしております。

4ページ、債務負担行為についてでございますが、徳島県立南部防災館の管理運営協定につきまして、平成27年度までの期間で限度額3,575万6,000円の債務負担行為の設定を

お願いするものであります。

5 ページ、その他の議案等といたしまして、条例案 1 件と指定管理者の指定の提出を予定いたしております。

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例につきましては、9 月の事前委員会で素案を御説明させていただき、9 月議会における御論議やパブリックコメントを経て、今回提案させていただくものであります。震災対策につきましては、東日本大震災の教訓から地震や津波による被害の発生を防ぐだけではなく、被害を最小化するという減災の考え方を基本に自助、共助、公助の役割分担を明確にし、県民一丸となった地震津波防災減災対策として、より一層加速させていく必要があると考えております。この条例につきましては、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関する基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることによって震災対策を総合的かつ計画的に推進し、震災に強い社会の実現に寄与することを目的とするものであります。この条例の施行につきましては、中央構造線活断層帯における土地利用の適正化に係る部分は平成25年4月1日、その他につきましては公布日からと考えております。

7 ページ、指定管理者の指定についてでございますが、徳島県立南部防災館につきまして、指定管理者の公募と選定を行ってまいりましたが、その結果、海陽町を指定管理者として指定しようとするものであります。なお、詳細につきましては、お手元にお配りしております委員会資料（その1）に記しておりますので、御確認をお願いいたします。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、この際、2 点御報告いたします。

まず1 点目は、徳島県津波浸水想定公表及び特定活断層調査区域図の策定方針についてであります。徳島県津波浸水想定につきましては、去る8月29日に国が公表した南海トラフの巨大地震に関する津波断層モデルを採用し、県管理河川や最新の地形データ等を反映させ、さらに沿岸構造物の耐震性を厳しく評価した本県独自の最終的な津波浸水想定を先月31日に公表したところであります。今後、関係市町においては、この想定結果に基づき、避難場所や避難路の整備など、具体的な津波避難対策を加速させることとしており、県としては、引き続き関係市町の取り組みをしっかりと支援してまいりたいと考えております。また、今月14日には第3回徳島県中央構造線活断層図検討会を開催し、特定活断層図調査区域について検討いただいた結果、調査区域の幅は40メートルとすることで了承されたところであります。今後、今定例会に提案しております徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の審議結果を踏まえ、特定活断層図調査区域の指定に向け、諸準備を整えてまいりたいと考えております。

2 点目は、JAS 法に基づく指示、公表等についてであります。去る11月9日、ワカメ加工品について、JAS 法に基づく指示、公表等を行いましたので、御報告させていただきます。まず、株式会社シミズにつきましては、鳴門芯付わかめを三陸芯付わかめと表示

し、販売したため、J A S法に基づく指示、公表を行いました。また、小林商店につきましては、鳴門産ワカメ加工品について、原料原産地表示の根拠となる書類を整備、保存していなかったため、県の指針に基づく指導、公表を行ったところでございます。県におきましては、本年4月から産地偽装の未然防止や早期発見を図るため、とくしま食品表示Gメンを設置し、計画的な監視や指導を行ってきたところであり、今後とも不適正表示は絶対に許さないという強い姿勢で食品表示Gメンの活動強化に取り組み、県民の食の安全・安心の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（11時14分）